

寒川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第 11 号

# 寒川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

## 目次

### 第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)

### 第 2 章 指定居宅介護支援

#### 第 1 節 基本方針(第 4 条)

#### 第 2 節 人員に関する基準(第 5 条・第 6 条)

#### 第 3 節 運営に関する基準(第 7 条―第 32 条)

### 第 3 章 基準該当居宅介護支援(第 33 条)

## 附則

### 第 1 章 総則

#### (趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 81 条第 1 項及び第 2 項並びに第 47 条第 1 項第 1 号の規定に基づく指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらのうち基準該当居宅介護支援の事業が満たすべき基準等を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定居宅介護支援 法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。

(2) 指定居宅介護支援事業者 法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。

- (3) 基準該当居宅介護支援 法第 47 条第 1 項第 1 号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。
- (4) 指定居宅サービス等 法第 8 条第 24 項に規定する指定居宅サービス等をいう。
- (5) 指定居宅サービス事業者 法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。
- (6) 指定居宅サービス事業者等 指定居宅サービス事業者その他の指定居宅サービス等を提供する者をいう。
- (7) 指定介護予防支援事業者 法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。
- (8) 指定居宅介護支援事業所 法第 46 条第 1 項に規定する指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所をいう。
- (9) 居宅サービス計画 法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画をいう。
- (10) 要介護認定 法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定をいう。
- (11) 居宅介護サービス計画費 法第 46 条第 1 項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。
- (12) 利用料 居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (13) 介護給付等対象サービス 法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスをいう。
- (14) 要支援認定 法第 19 条第 1 項に規定する要支援認定をという。
- (15) 居宅介護サービス費 法第 41 条第 1 項に規定する居宅介護サービス費をいう。
- (16) 指定居宅サービス 法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。
- (17) 国民健康保険団体連合会 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 45 条

第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。

(法第 79 条第 2 項第 1 号の条例で定める者)

第 3 条 法第 79 条第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人であつて、寒川町暴力団排除条例(平成 23 年寒川町条例第 11 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条第 3 号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないものとする。

## 第 2 章 指定居宅介護支援

### 第 1 節 基本方針

第 4 条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立にこれを行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、町、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

### 第 2 節 人員に関する基準

(従業員の員数)

第 5 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、1 以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所ごとに置くべき介護支援専門員の員数は、利用者の数が 35 又はその端数を増すごとに 1 とする。

(管理者)

第 6 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第 1 項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 当該管理者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理上支障がない場合に限る。)

### 第 3 節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 7 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項(第 21 条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項をいう。以下この条において同じ。)を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ

め、居宅サービス計画が第 4 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第 1 項の規定による文書の交付に代えて、電磁的方法(当該文書に記載すべき重要事項を指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機(出入力装置を含む。以下同じ。))と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定める方法をいう。以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、第 1 項の文書を交付したものとみなす。
- 5 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その提供に用いる電磁的方法の種類及び内容として規則で定める事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により、重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方

法による重要事項の提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第 8 条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく、指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 9 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合には、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第 10 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 11 条 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者について要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認するとともに、当該申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第 12 条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときはこれを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第 13 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第 46 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。以下この項において同じ。)を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定居宅介護支援に係る居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の実業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の費用の額に係る指定居宅介護支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定居宅介護支援の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 14 条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額その他必要と認められる事項を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第 15 条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、保健医療サービスを提供する者との連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行

い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第 16 条 指定居宅介護支援の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定居宅介護支援の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又はその家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにすること。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該利用者が居住する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めること。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該利用者が居住する地域における指定居宅サービス事業者等に関する指定居宅サービス等の内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等の状況その他のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援す

る上で解決すべき課題を把握すること。

- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、当該介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ること。
- (8) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該利用者が居住する地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切な指定居宅サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される指定居宅サービス等の目標及びその達成時期、指定居宅サービス等の種類、内容及び利用料、指定居宅サービス等を提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。
- (9) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について保険給付の対象となるか否かを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成したときは、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 24 条第 1 項に規定する訪問介護計画をいう。)その他の同省令又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)の規定において作成しなければならないこととされている計画の提出を求めること。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。この場合において、居宅サービス計画を変更するときは、第 3 号から前号までの規定を準用する。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。
- (15) 介護支援専門員は、第 13 号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。

ア 少なくとも 1 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも 1 月に 1 回、モニタリングの結果を記録すること。

- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第 28 条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第 29 条第 1 項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

- (17) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

- (18) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。

- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ること。

- (20) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーションその他の指定居宅サービス等に該当する保健医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。

- (21) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーションその他の指定居宅サービス等に該当する保健医療サービスを位置付ける場合にあっては当該保健医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、保健医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合において、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときにあっては当該留意事項を尊重してこれを行うこと。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その提供の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与の提供が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、福祉用具貸与の提供の継続の必要性について検証をした上で、福祉用具貸与の提供の継続の必要がある場合にはその理由を当該居宅サービス計画に記載すること。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その提供の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売の提供が必要な理由を記載すること。
- (26) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見又は法第 37 条第 1 項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者こそ

の趣旨(同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。

(27) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報の提供その他の連携を図ること。

(28) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 48 第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する会議から、同条第 2 項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第 17 条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第 41 条第 6 項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を作成し、当該文書を町(同条第 10 項の規定により同条第 9 項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、毎月、居宅サービス計画に位置付けられている法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する基準該当居宅サービスに係る同項に規定する特例居

宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を作成し、当該文書を町(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第 18 条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第 19 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第 20 条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの節の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 21 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる

事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
  - (5) 通常の事業の実施地域
  - (6) その他運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保)

第 22 条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第 23 条 指定居宅介護支援事業所には、指定居宅介護支援の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第 24 条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第 25 条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第 26 条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第 27 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について虚偽又は誇大な内容の広告をしてはならない。

(指定居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第 28 条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の指定居宅サービス事業者等による指定居宅サービス等を位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定居宅サービス事業者等による指定居宅サービス等を利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定居宅サービス事業者等による指定居宅サービス等

を利用させることの対償として、当該指定居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 29 条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第 6 項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼又は町職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 30 条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければならない。

(会計の区分)

第 31 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第 32 条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 第 16 条第 13 号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ アセスメントの結果の記録

ウ サービス担当者会議等の記録

エ モニタリングの結果の記録

(3) 第 19 条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第 29 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 30 条第 2 項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

### 第 3 章 基準該当居宅介護支援

(準用)

第 33 条 前章(第 29 条第 6 項及び第 7 項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「第 21 条」とあるのは「第 33 条において準用する第 21 条」と、同条第 2 項中「第 4 条」とあるのは「第 33 条において準用する第 4 条」と、第 13 条第 1 項中「指定居宅介護支援(法第 46 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費(法第 47 条第 1 項に規定する特例居宅介護サービス計画費をいう。)の額」と、第 14 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 33 条において読み替えて準用する前条第 1 項」と、第 16 条中「第 4 条」とあるのは「第 33 条において準用する第 4 条」と、「前条」とあるのは「第 33 条において準用する前条」と、第 32 条第 2 項第 1 号中「第 16 条第 13 号」とあるのは「第 33 条において準用する第 16 条第 13 号」と、同項第 3 号中「第 19 条」とあるのは「第 33 条において準用する第 19 条」と、同項第 4 号中「第 29 条第 2 項」とあるのは「第 33 条において準用する第 29 条第 2 項」と、同項第 5 号中「第 30 条第 2 項」とあるのは「第 33 条において準用する第 30 条第 2 項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項第 19 号の規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(条例の見直し)

- 2 町長は、施行日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(管理者に係る経過措置)

- 3 平成 33 年 3 月 31 日までの間は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を管理者とすることができる。